314	2－（2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル）エチル＝［3－（［［2－（2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル）エトキシ］カルボニル］アミノ）－2－メチルフェニル］カルバマート及びα－［［3－（［［2－（2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル）エトキシ］カルボニル］アミノ）－2－メチルフェニル］－ω－［［3－（［［2－（2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル）エトキシ］カルボニル］アミノ）－2－メチルフェニル］カルバモイル］オキシ（メチルエチレン）］を主成分（合計50%以上）とする，4－ジイソシアナトトルエン，2，6－ジイソシアナトトルエン，1－（2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル）エタノール及びα－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ［オキシエチレン／オキシ（メチルエチレン）］の反応生成物	(7)－3004
315	2－アクリルアミド－2－メチルプロパン－1－スルホン酸・アクリル酸・マレイン酸共重合物	(6)－2864
316	4，4′－ビス（クロロメチル）ビフェニル・ホルムアルデヒド・フェノール重縮合物（両末端フェノール基）	(7)－2999
317	4，4′－ビス（メトキシメチル）ビフェニル・ホルムアルデヒド・フェノール重縮合物（両末端フェノール基）	(7)－3000
318	3－（ドデカ－2－エン－1－イル）オキソラン－2，5－ジオンとヒドラジンの反応生成物	(7)－3005
319	［1，6－ジイソシアナトヘキサン重合物（環状3量体を主とする，5～11量体），2－エチルヘキサン－1，3－ジオール及び5－イソシアナト－1－（イソシアナトメチル）－1，3，3－トリメチルシクロヘキサン重合物（3量体を主とする，5～11量体）の反応生成物］の末端ジエチル＝マロナート又はエチル＝アセトアセタート付加物	(7)－3006
320	ジナトリウム＝ピペラジン－1，4－ビス（カルボジチオアート）	(5)－6945
321	1，3－フェニレンジメタンチオール	(3)－4618

○中央労働委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十二年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示する。なお、平成十三年中央労働委員会告示第三号は、廃止する。

平成二十三年四月一日　　中央労働委員会会長　菅野　和夫

東京都港区芝公園一丁目五番三十二号（労働委員会会館）　　中央労働委員会事務局総務課内

○農林水産省告示第七百十三号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第八条第二項の規定に基づき、同項の主務大臣が指定する工事を次のように指定する。

平成二十三年四月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

高知県須崎市大谷字赤崎山九百十四番十五地先から同市野見字北山百八十八番一地先までの海岸に係る海岸保全区域の区域における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事

○農林水産省告示第七百十四号

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）第二百一条第一項の規定に基づき、農業協同組合法施行規程（平成十七年三月二十二日農林水産省告示第五百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年四月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第四十条中「金融庁・農林水産省告示第二号」の下に「。以下「自己資本比率告示」という。」を「基本的項目の額」の下に「、自己資本比率告示第五条第一項第四号に規定する負債性資本調達手段の額及び同項第五号に規定する期限付劣後債務の額（残存期間が五年以内になった同号に規定する期限付劣後債務については、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合には、これを切り上げた年数）から一を減じて得た数を乗じ、その額を五で除して得た額）の合計額」を加える。

○農林水産省告示第七百十五号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者	変更年月日
栄生漁港	第二種漁港	愛知県幡豆郡一色町	西尾市	平成二十三年四月一日
佐久島漁港	第二種漁港	愛知県幡豆郡一色町	西尾市	平成二十三年四月一日

○農林水産省告示第七百十六号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条第二項の規定による漁港管理者の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

漁港の名称	漁港の種類	所在地	選定された漁港管理者	変更年月日
美能漁港	第二種漁港	広島県江田島市	江田島市	平成二十三年四月一日
畑漁港	第二種漁港	広島県江田島市	江田島市	平成二十三年四月一日
深江漁港	第二種漁港	広島県江田島市	江田島市	平成二十三年四月一日
柿浦漁港	第二種漁港	広島県江田島市	江田島市	平成二十三年四月一日

○農林水産省告示第七百十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十三年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十四年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年四月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十八号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第九条の規定に基づき、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条の農林水産大臣が定める規格及び同令第十一条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

第一号の表大豆の項を次のように改める。

大豆	普通大豆の一等、普通大豆の二等、普通大豆の三等及び特定加工用大豆の合格

第一号の表備考一中「規格規程」を「農産物規格規程（平成十三年農林水産省告示第二百四十四号。以下「規格規程」という。）」に改め、同表備考二中「掲げる用途」の下に「（対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第二項に規定する対象農業者をいう。）がその生産した麦につき需要者が当該用途と異なる用途に最も多く使用することを証明した場合には、当該異なる用途。三及び四において同じ。）」を加え、同表備考六中「普通銘柄大豆」とは、規格規程で定める普通大豆であって、生産地の属する都道府県において規格規程で定める大豆に係る銘柄に該当するもの」を「普通大豆」とは、規格規程で定める普通大豆」に改め、同表備考七中「特定加工用銘柄大豆」とは、規格規程で定める特定加工用大豆であって、生産地の属する都道府県において規格規程で定める大豆に係る銘柄に該当するもの」を「特定加工用大豆」とは、規格規程で定める特定加工用大豆」に改め、同表備考八及び九を削る。